

第2期（2017年度）の事業計画書
2017年12月1日から2018年11月30日まで

特定非営利活動法人セカンドハーベスト京都

1. 事業実施の方針

- ・フードバンク事業の規模（取扱量・食品提供先）拡大に努める。
- ・「こども支援プロジェクト」を3小学校区で実施する。

※「こども支援プロジェクト」とは長期休暇中の希望される就学援助世帯などに宅配便などで直接食品を届けるもの。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) フードバンク事業	・食品関連企業などや団体、市民から食品を寄贈して頂き、その食品を福祉施設や福祉団体、生活困窮者支援団体等へ提供する	(A) 週2回～3回 (B) 京都府内・滋賀県内・大阪府内 (C) 20名	(D) 食品関連企業・福祉施設及び団体・生活困窮者支援団体・「子ども食堂」等 (E) 延べ1万3千名	—
(2) こども支援プロジェクト	・就学援助受給世帯の内、希望される世帯に夏休み2回、冬休み1回宅配便で直接食品を届ける。	(A) 第1回食品出荷2018年7月20日 第2回食品出荷2018年8月10日 第3回食品出荷2018年12月21日 (B) 京都府内3小学校区 (C) 25名	(D) 1小学校区150世帯×3学区 (E) 900名以上	—
(3) 災害備蓄食引取販売事業	・消費期限まで余裕のある災害備蓄食を引き取り、引き取ったものはフードバンク事業で使用する。 ・災害備蓄食を販売する	(A) 通年 (B) 京都府内 (C) 3名	(D) 災害備蓄食の引き取りを希望する企業団体 (E) 5団体	—